

公益財団法人 新潟市体育協会

スポーツグランプリ表彰規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟市体育協会（以下「本会」という。）定款第4条第9項の事業を遂行するために、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 アマチュアスポーツ界で最も活躍し、話題を提供した個人または団体に対して表彰しその栄誉をたたえ、更なる活躍と本市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 年間を通して最も話題を提供した個人または団体
- (2) 市内の居住者、若しくは在学、在勤している者
- (3) 同一の功績に対し当該年の市スポーツ大賞、市有効表彰を受けていない者

(候補者の推薦)

第4条 前条に定める表彰候補者は、本会の総務委員会より本会会長に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 前条の規定により推薦された者について、理事会で審議・選考し受賞者を決定する。

(表彰の回数)

第6条 表彰は毎年1回行う。

(そ の 他)

第7条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成23年1月7日から施行する。

平成24年4月1日 財団法人から公益財団法人に移行。